

保育を必要とする事由を証明する書類について

町立幼稚園での預かり保育は、下記の事由に該当しない場合は、事業利用の対象とはなりません。

該当事由		必要書類
就労 ※月の就労時間が 64時間以上で あること。 <u>(実績 が64時間に満た ない場合は、利用 料を徴収します)</u>	会社員 パート	・就労証明書（就労先の証明） ※月の就労時間が64時間以上であっても、就労時間帯が預かり保育時間外の場合、利用を制限する場合があります。
	自営業	・就労証明書（代表者の証明） ※事業を行っていることを証明する書類（確定申告書の写し、法人の登記事項証明書、個人事業の開業届等のいずれか）も併せて必要です。
	内職	・内職証明書（就労先の証明）
妊娠・出産 (前後8週(56日)間)		・母子手帳の写し ※名前記載部分(表紙)、分娩予定日の記載部分
保護者の疾病・障害	疾病	・利用・継続に関する申立書 ・診断書(医師による療養期間の記載があるもの)
	障害	・利用・継続に関する申立書 ・身体(精神)障害者手帳・療育手帳等のコピー
同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護		・介護(看護)状況申立書 又は利用・継続に関する申立書及び診断書
災害復旧		・利用・継続に関する申立書 ・罹災証明書
就学		・在学証明書(合格通知の写し) ・月の就学時間が確認できる書類
虐待やDVの恐れがあること		・利用・継続に関する申立書 ※各幼稚園または藍住町教育委員会まで御相談ください。
その他		・利用・継続に関する申立書 ・保育を必要とする事由を証する証明

※該当事由の内容によっては、上記以外の書類の提出を依頼することがあります。

※申込に虚偽があった場合は、決定後であっても利用を取り消すことがあります。

※年度途中でも認定事由に該当しなくなった場合は、対象外となります。

※申請された内容に変更が生じた場合は、速やかに各幼稚園にお知らせください。